

相模原市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 4 0 号

相模原市都市公園条例の一部を改正する条例

相模原市都市公園条例(昭和 4 5 年相模原市条例第 1 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中「であって」を「であつて」に、「もって」を「もつて」に、「あつては」を「あつては」に改め、同表 8 の項中「あつては」を「あつては」に改める。

別表第 2 第 5 項第 1 号の表中	「	4, 200 円	を	「	5, 400 円	に、
		10, 500 円			13, 500 円	
		8, 400 円			10, 800 円	
		21, 000 円			27, 000 円	
		7, 000 円			9, 100 円	
		35, 000 円			45, 500 円	
		70, 000 円			91, 000 円	
		7, 000 円			9, 100 円	
「	「	4, 200 円	を	「	4, 100 円	に、
		21, 000 円			20, 500 円	
		4, 200 円			4, 100 円	
「	「	5, 400 円	を	「	4, 600 円	に、
		27, 000 円			23, 000 円	
		5, 400 円			4, 600 円	

「		「		「		「		
	280 円		340 円		160 円		170 円	
	140 円	を	170 円	に、	480 円	を	510 円	に改め、同
	2,300 円		2,300 円		280 円		360 円	
」		」		」	140 円	」		」

表備考 1 中「、小学校」を「小学校」に改める。

	「		「		
	105,000 円		136,500 円		
	262,500 円		341,250 円		
	410 円		500 円		
	200 円		250 円		
	2,050 円		2,500 円		
別表第 4 第 1 項の表中	76,800 円	を	99,800 円	に改め、別表第 4 第	
	192,000 円		249,500 円		
	410 円		500 円		
	200 円		250 円		
	2,050 円		2,500 円		
	」		」		

4 項の表備考 3 中「、この」を「この」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 2 第 5 項第 1 号(ニュースポーツ広場の一般利用及び屋外水泳プールに係る部分を除く。)及び別表第 4 第 1 項(競技場及び第 2 競技場の一般利用に係る部分を除く。)の規定は、令和 9 年 7 月 1 日以後の利用に係る使用料及び料金について適用し、同日前の利用に係る使用料及び料金については、なお従前の例による。